

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十九号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「者は、」の下に「別記様式による宣誓書を」を加え、「又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名して」を「に提出して」に改め、同項ただし書中「宣誓を行う」を「宣誓書の提出」に改める。

別記様式中「氏名印」を「氏名」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十号

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都北区特別区税条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第十四条第一号中「扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第二十条第一項中「寄附金（」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、」を加える。

第二十四条の二第四項中「所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす」に改め、「次条第四項」の下に「及び第三十六条の九第三項」を加える。

第二十四条の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改め、同条第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす」に改める。

第三十六条の八第一項第一号中「本条、次条第二項及び」を「この条、次条第二項及び第三項並びに」に改める。

第三十六条の九に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第四十八条の十八において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

付則第二条の二の二第一項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第三条中「令和四年度」を「令和九年度」に改める。

付則第五条第一項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第二項中「、当該軽自動車」が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第三

項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第四項中「、当該ガソリン軽自動車は平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の三項を加える。

6 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第三十九条の規定の適用については、当該軽自動車は令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 法附則第三十条第七項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十九条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該

ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 法附則第三十条第八項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十九条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）

付則第六条第一項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第四十条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

付則第十八条に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の三の三の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年

度」と、「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条第一項及び付則第三条の改正規定並びに次条第一項の規定 令和四年一月一日

二 第十条第二項、第十四条第一号、第二十四条の三第一項及び付則第二条の二の二第一項の改正規定並びに次条第四項の規定 令和六年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の東京都北区特別区税条例（以下「新条例」という。）

第二十条第一項の規定は、所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の東京都北区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第二十条第一項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第二十四条の二第四項の規定は、令和三年四月一日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第二十四条の二第四項に規定する電磁的方法によ

る同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第二十四条の三第四項の規定は、令和三年四月一日以後に行う新条例第二十四条の二第四項に規定する電磁的方法による新条例第二十四条の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第二十四条の二第四項に規定する電磁的方法による旧条例第二十四条の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例第十条第二項、第十四条第一号、第二十四条の三第一項及び付則第二条の二の二第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例付則第五条及び第六条の規定は、令和三年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十一号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同表七十一の項中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同表七十一の四の項中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同表七十一の六の項中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同表七十一の十の項中「第十条第九項」を「第十四条第十五項」に改め、同表七十一の十二の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改める。

別表第二の一の二の項を削る。

付 則

この条例中別表第一の改正規定は令和三年八月一日から、別表第二の改正規定は同年九月一日から施行する。

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十二号

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一東京都北区立王子第一小学校の項中「東京都北区王子五丁目二番八号」を「東京都北区王子五丁目十四番十八号」に改める。

付 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第二十三号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区学童クラブの運営に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区豊島育成室の項を削り、同表東京都北区東十条こどもクラブ第三の項中「東京都北区東十条三丁目十四番二十三号」を「東京都北区王子五丁目二番三―百二号」に改め、同表東京都北区第一さくらクラブの項及び東京都北区第二さくらクラブの項を削り、同表に次のように加える。

東京都北区王一小クラブ第一 東京都北区王子五丁目十四番十八号

東京都北区王一小クラブ第二 東京都北区王子五丁目十四番十八号

東京都北区王一小クラブ第三 東京都北区王子五丁目十四番十八号

付 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。ただし、別表東京都北区東十条こどもクラブ第三の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十四号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

付則第十一条中「保険料」を「規則で定める保険料」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十五号

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都北区介護保険条例（平成十二年三月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「東京都北区規則」の下に「（以下「規則」という。）」を加える。

第十七条中「東京都北区規則」を「規則」に改める。

付則第九条第一項中「東京都北区規則（以下この条において「規則」という。）」を「規則」に改める。

付則第十条中「保険料」を「規則で定める保険料」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年六月二十四日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十六号

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十一年三月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない」を「法第五十条第三項及び第六項並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）以下「令」という。」第二条第一項第四号ただし書の規定により延べ面積に算入しないものとされる床面積は、算入しないものとする」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第四条の二（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第七条第二項第二号中「むね飾」を「棟飾」に改める。

第八条の三（見出しを含む。）中「さく」を「柵」に改める。

第八条の五第一項中「特定建築物地区整備計画区域内」の下に「及び防災街区整備地区整備計画区域内」を、「耐火建築物」という。）の下に「又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備（令第三百三十六条の二第一号イの外壁開口部設備をいう。以下この項において同じ。）が令第三百三十六条の二第一号イ若しくはロに定める技術的基準に適合するもので、法第六十一条の規定に基づき国土交

通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの」を加え、「又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物」を、「法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令第三百三十六條の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ若しくは第五号に定める技術的基準に適合するもので、法第六十一條の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの」に改め、同項ただし書中「次の各号の一に該当する」を「門又は塀で、高さ二メートル以下のもの又は建築物（木造建築物等を除く。）に附属する」に改め、同項各号を削る。

第九条第二項及び第十條の二第一項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第十二條第二項第一号中「から第九項まで及び」を「、第二項及び第七項並びに」に、「並びに第四條の三」を「及び第四條の三」に改め、同條第三項中「次に」を「令第三百三十七條の八各号に」に改め、同項各号を削る。

別表第一の項から14の項までの規定中「以下」を削り、同表に次のように加える。

16	<p>令和三年東京都北区告示第三百三十号に定める東京都市計画地区計画岸町二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（別表第二において「岸町二丁目地区地区整備計画区域」という。）</p>
----	---

17
<p>令和三年東京都北区告示第百三十一号に定める東京都市計画地区計画十条 駅周辺東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（別表 第二において「十条駅周辺東地区地区整備計画区域」という。）</p>

別表第一の二中「以下」を削る。

別表第二1の部(い)の項中「(ち)項第二号」を「(り)項第二号」に改め、同部(は)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部(ぬ)の項中「さく」を「柵」に改め、同表2の部から5の部までの規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「さく」を「柵」に改め、同表6の部(い)の項中「(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号)による改正前の風営法(以下「改正前の風営法」という。))第二条第一項第五号に掲げるものに限る。」及び「(改正前の風営法第二条第一項第五号に掲げるものに限る。)」を削り、同部(は)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部(ぬ)の項中「さく」を「柵」に改め、同表7の部(は)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部(ぬ)の項中「さく」を「柵」に改め、「柵」に改め、同表8の部及び9の部中「(改正前の風営法第二条第一項第五号に掲げるものに限る。)」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に、「さく」を「柵」に改め、同表10の部及び11の部中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「さく」を「柵」

(に)	(は)	(ろ)	(い)		
積の最低限度	建築物の建築面の最高限度	建築物の建築率の最高限度	建築物の容積率	建築してはならない建築物	計画街区の区分
				風営法第二条第一項第二号から第五号までに掲げるもの	近隣商業地区
			法別表第二(に)項第三号に規定するボーリング場等の運動施設		住居地区

16 岸町二丁目地区地区整備計画区域

に改め、同表12の部(い)の項中「(改正前の風営法第二条第一項第五号に掲げるものに限る。)」を削り、同部(は)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部(ぬ)の項中「さく」を「柵」に改め、同部備考を削り、同表13の部から15の部までの規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「さく」を「柵」に改め、同表に次のように加える。

(ロ)	(ハ)	(ニ)
建築物の高さの 最高限度	壁面の位置の制限	建築物の敷地面積の最低限度
	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は〇・四メートル以上（ただし、床面積に算入されない出窓の外壁等は除く。）としなければならない。</p>	<p>六十五平方メートル</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 公共施設の整備により分割された土地 二 公共施設の整備により代替地として譲渡された土地 三 法第五十三条の二第一項第二号に規定する公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地となる土地

ない建築 物	建築してはなら ない	計 画 街 区 の 区 分
から第五号ま でに掲げるもの	風 営 法 第 二 条 第 一 項 第 二 号	地 区 環 七 沿 道
		区 線 沿 道 地 八 十 五 号
		地 区 近 隣 商 業
		A 住 居 地 区
		B 住 居 地 区
項 第 一 号	で、第六 号から第 二条第 二項第 二号	用 地 区 高 架 下 利

17

十条駅周辺東地区地区整備計画区域

(㉔)	(㉕)	(㉖)
制 限	垣 又 は 柵 の 構 造	建 築 物 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限
		最 低 限 度
		建 築 物 の 高 さ の

(イ)

運動施設
グ場等の
ボーリン
規定する
第三号に
第二(ロ)項
法別表

運動施設
グ場等の
ボーリン
規定する
第三号に
第二(ロ)項
法別表

から第六
号まで及
び第九項
に掲げる
もの
法別表
第二(ロ)項
第三号に
規定する
ボーリン
グ場等の
運動施設
。ただし
し、鉄道
事業法
(昭和六
十一年法
律第九十

		(に)	(は)	(る)	
積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	積の最低限度	建築物の建築面の最高限度	建築物の建築率の最高限度	建築物の容積率の最高限度
ただし、次の各号のいずれかに該当する土地に	メートル				
	八十平方メートル				
					二号) 第八條第一項に規定する鉄道施設及びそれに附属するものを除く。

(A)	(B)
<p style="text-align: center;">壁面の位置の制限</p>	
	<p>ついて、その全部を一つの敷地として使用する場合、この限りでない。</p> <p>一 公共施設の整備により分割された土地</p> <p>二 公共施設の整備により代替地として譲渡された土地</p> <p>三 法第五十三条の二第一項第二号に規定する公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地となる土地</p>
<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は〇・四メートル以上（ただし、床面積に算入されない出窓の外壁等は除く。）としなければならない。</p>	

(ぬ)	(り)	(ら)	(と)
制限 垣又は柵の構造	は意匠の制限	最低限度	建築物の高さの 最高限度

別表第二の二一の部(い)の項中「(改正前の風営法第二条第一項第五号に掲げるものに限る。)」を削り、同部(は)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部(ぬ)の項中「さく」を「柵」に改める。

別表第三一の部(は)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部(ぬ)の項中「さく」を「柵」に改め、同表二の部(い)の項中「(改正前の風営法第二条第一項第五号に掲げるものに限る。)」を削り、同部(は)の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部(ぬ)の項中「さく」を「柵」に改める。

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。